

発行所 兵庫県漁業協同組合連合会
兵庫県水産改良普及協会
神戸市兵庫区中ノ島2の2の1
TEL 681-6954~7
発行人 兵庫県漁業協同組合連合会

これに決めた!

手続 プラス かんきん

拓

7月 災害で明るい船内
安全と健康管理の徹底を
9月は<第26回>船員労働安全衛生月間です
主催 運輸省・労働省・社会保険庁・水産庁・後援(財)日本船舶振興会
協賛 船員災害防止協会・地方(地区)船員労働安全衛生協議会

7月 災害で明るい船内
安全と健康管理の徹底を
第二十六回船員労働安全衛生月間
九月一日〜九月三十日

本年度の船員労働安全衛生月間は、運輸省が策定した月間実施要綱・要領を基本に次の要領により船員災害の絶滅に向けて関係者が一体となって効果的・集中的に運動を展開していくものとす。
「ゼロ災害で明るい船内、安全と健康管理の徹底を」
実施期間 昭和五十七年九月一日〜九月三十日
主催者 運輸省 労働省 社会保険庁 水産庁
協賛者 船員災害防止協会 地方(地区)船員労働安全衛生協議会
協力者 関係行政機関 地方自治体 関係団体
実施者 船舶所有者 船舶乗組員
実施事項 月間の趣旨の徹底を図り、安全衛生に関する理解を深めるための活動を行う。
(1) 安全指導班 中小型船及び漁船等を中心に訪船し、月間の趣旨の徹底を図るとともに、特に海中転落、転倒、墜落による災害及び火災、爆発、中毒等特殊危険災害の防止に重点を置き指導する。訪船指導に当たっては、乗組員とともに船内作業の安全化については、造船関係者の理解と協力が必要であるので、これらの関係者の参加を得て指導を実施す。
(2) 衛生指導班 神戸検査所及び関係官庁等の協力を得て、衛生指導班を編成し、消水タンク等の洗浄の励行等設備の保持、食品品の適正な管理、貯蔵等を乗組員とともにチェックリストにより点検を行う指導をする。なお飲用水の適正管理については水質検査及び残留塩素の測定を実施す。
(3) 健康相談班 神戸救済会病院、神戸海岸病院の協力を得て、健康相談班を編成し訪船による健康診断並びに事業所訪問による無料健康相談所の開設、また神戸みなと病院内に月間無料健康相談室を設けるなど船員を対象とした健康相談を行い、特に中高年齢船員を重点とした健康相談、医療助言を行う。
(4) 総務班 ① 講演会の開催 ② 保護具 検知器具等の展示会 ③ アンケートの実施 ④ 漁業協同組合等の協力を得て、漁船員を対象に作業用救命衣の使用状況を把握し、使用状況の悪い地域にあっては計画的に集中的に指導を行う。 ⑤ 広報活動 ⑥ イ、ポスター 横断幕、パンフレット等の配付、記念品の配付

第26回船員労働安全衛生月間行事予定表

Table with columns: 日 曜日, 項目, 行 事 場 所, 時 間, 担 当, 備 考. Contains detailed schedule for the 26th month-long activity.

昭和57年度海の子絵画・作文募集要領

本年度も下記要領によって募集をいたしておりますので奮って応募願います。(応募期限何れも9月30日まで)
(絵画) 対象 県下沿海市町小・中学生
作品① 絵画又は版画
② 題材は「海」又は漁業に関するもの(画材は自由)
③ 大きさは60cm×45cm以内
④ 応募は1人1点とする
⑤ 応募作品は返還しない
⑥ 1学校30点以内の数とする
・応募方法 小・中学校→地域漁協→漁連へ期限までに送付のこと
・表彰等① 関係者で審査の上、優秀作品(小学生4点・中学生2点)を全国海の子絵画展へ推せんする
(特別賞) 文部・農水大臣賞・水産庁長官賞・NHK会長賞・教育美術振興会
長賞・農林中金理事長賞
② 上記表彰は3月下旬東京で行われる
(作文) ① 課題 暮しの中で身近に感じていることとを題材として、文題は自由
・応募資格 ① 沿海地区小学校1年〜3年 ② " " 4年〜6年 ③ " " 中学生
(何れも400字詰原稿用紙3枚以内)
・表彰等 全漁連会長賞・農林中金理事長賞・全漁協連会長賞
・応募方法 地域漁協(婦人部)→漁連へ期限までに送付のこと
・照会先 県漁連指導課 (078-681-6954)

「夏の突風に注意」

舞鶴海洋気象台

技術専門官 堀口善一

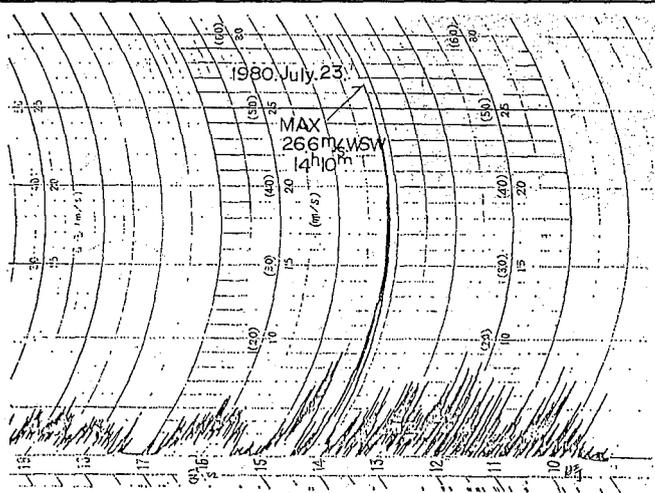
夏季は一般には太平洋高気圧におおわれ、年間を通じて風が弱い季節である。しかし、非常に発達した積乱雲の下で雷を伴った突風が突然発生することがある。漁業者の皆様は永年の経験や観天望気等で気象状況の予測も大変上手だと思いがすが、この突風はスケールが10〜30程度の小さなもので、新聞やテレビで示される総観天図ではなかなか捕えることができないこともやっかいな現象です。アメリカでもトルネードと言っている現象です。アメリカでもトルネードと言っている現象です。アメリカでもトルネードと言っている現象です。

うに、風圧は風速の二乗のオーダーで効くため、転覆事故等に密接な関係があります。このような突風をもたらす積乱雲は雲頂が5,000〜15,000mもあります。それでは、このような対流雲が発達しやすい大気の状態を述べてみますと、一般には①下層で水蒸気が流入が多い所。②気層が不安定であること。③下層で空気が収束し、上空で空気が散ること。④上空のジェット気流の近くであること。等が考えられます。やや専門的になりましたが、①②③の条件の時は非常に暑い暑いような日ですし、④や⑤の条件の時は、上空に寒気があり、地表面は太陽熱によって空気があたためられ、膨張して軽くな

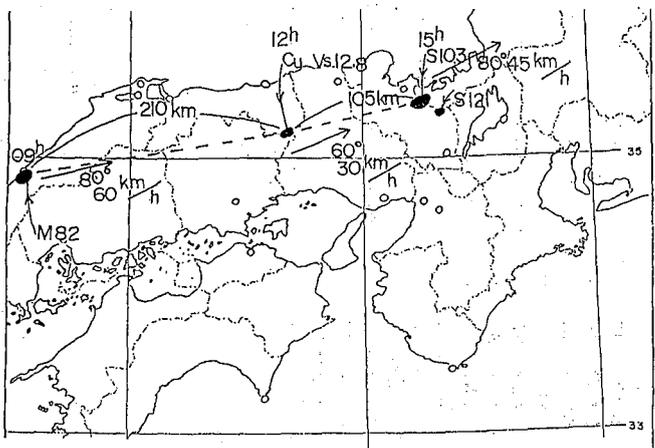
り上昇運動を起し、上空の冷たい重い空気が沈降運動を起し、強い対流活動が発生するためです。ここでは、昭和55年7月23日に舞鶴で発生した突風を例に上げて示します。まず、第1図に舞鶴海洋気象台で観測した突風の記録紙を示します。突風の記録紙を5秒間隔で観測した突風の記録紙を示します。突風の記録紙を5秒間隔で観測した突風の記録紙を示します。

第3図に示しました。これは負の値が大きい程大気が不安定であることを示しますが、山陰を中心には不安定で、その区域は東の方に広まっていることがよくわかります。従って発生した積乱雲は、日射の影響も加わって発達するであろうと予想できます。このように突風等の発生は各高度の天気図、レーダー、気象衛星、地気象観測網等種々の資料を用いなければ予測が困難ですが、観天望気に併せて気象台の発表する気象情報も十分活用され、安全操業をお祈りします。

第3図 ショーワルターによる安定度指数



第1回 舞鶴海洋気象台で観測した瞬間風速の自記記録



第2図 レーダーによる突風をもたらした積乱雲の追跡図 (图中VS12.8のような記号は雲頂12,800mの非常に強い雲という意味)

たしかな励まし 海難遺児に愛の手を

海船海難遺児を励ます全国運動

北方領土返還運動強調月間

- ・期間 57.8.1 ~ 8.31 1か月間
- 北方の領土にともせ日本の灯 —
- ・映画・講演のつどい
- 日時 57.8.28 (土) 14:00~16:00
- 会場 兵庫県民会館 11階ホール
神戸市中央区下山手4-57-4
- 主催 北方領土返還運動兵庫県推進会議

昭和57年度兵庫県合成洗剤対策方針

1. 合成洗剤問題の現状

合成洗剤は、経済の高度成長とそれに伴う消費拡大がなされて以来、それまでの「石けん」に変わって急速に普及し、豊かな社会の消費生活に不可欠の要素となりました。他方、この合成洗剤は人間が家庭で接触する化学物質ということもあって、環境や健康への有害性をめぐる論争が長期にわたって続けられているのが実状です。

2. これまでの取り組み

近年、漁業資源の宝庫である瀬戸内海等に、リン成分が主要因であるといわれる赤潮が恒常的に発生し、漁業等に大きな被害をもたらしています。

このため、兵庫県では産業排水の規制とともに、家庭排水に含まれるリン削減対策として、合成洗剤中のリンの削減を目的に、昭和53年に合成洗剤対策推進委員会を設け、市町行政、事業者をはじめ、各消費者団体等、広く県民の協力を得て、よりよい生活環境をめざして、「石けん使用県民運動」を推進してきました。

特に、この対策については、各方面から条例などの法令による規制が強く要望されるなかで、本県では自主的な県民運動によりこの問題に取り組んできました。

その結果、本年3月のアンケート結果では、昭和54年に県下で56%を占めていた合成洗剤の使用が57年には30.9%に減少し、特に、有リン合成洗剤は顕著に減少しました。また、石けんの使用率は54年16.7%が、57年には36.4%に増加しており、県民運動として推進してきた合成洗剤対策の成果が見られます。

3. 今年度の方針

合成洗剤対策の一環として、有リン合成洗剤に対する全国的な追放意識の高揚とともに

に、業界の自主的な規制により無リン合成洗剤が商品化されたことは、一つの成果と考えられます。

しかしながら、「リン」の代替品であるゼオライトについては、水に溶けない性質があり、わが国では①下水道での沈降性 ②水生生物に対する毒性試験 ③水生生物への蓄積性 など、環境への影響が十分研究されていないのが実態です。

そこで、今年度は無リン合成洗剤については、瀬戸内海関係府県と連携をとりながら調査、研究を国に要望していくほか、自然環境への問題がはつきりするまでは、洗浄力がすぐれ、生分解性もよい「石けん」の使用を積極的に推進し、よりよい生活環境を保全していきます。

4. 具体的な内容

- (1) 使用推進の強化
 - ア. 昭和59年度石けんの使用率60%を目標に市町及び各消費者団体を中心に広く県民に啓発を行う。
 - イ. 各生活科学センターを中心に石けん使用推進会議を開催し、地域での石けん使用の取組みを検討していく。
 - ウ. 石けん、合成洗剤の比較調査研究を行う。
 - エ. 石けん使用運動強化月間を設置し県下全域での啓発を行う。
 - オ. 販売業者への石けん使用運動推進の啓発を行う。
- (2) 販売体制の強化
 - メーカー及び百貨店量販店等に対し県の方針を周知し、流通及び販売について積極的な協力を依頼する。
- (3) その他
 - 国及び石けん洗剤工業会等に対し無リン合成洗剤の生活環境について調査研究を要望する。

いすゞ **マリンエンジン** 高速への挑戦!

UM06BB1B

特長

1. 小型、軽量、高出力
2. 卓越した耐久性、信頼性

神戸いすゞ自動車株式会社 〒658 神戸市東灘区住吉浜町27 TEL (078) 811-1171

漁海況情報

(57年7月)

兵庫県立水産試験場

海況 今年7月の播磨灘における平均水温(10m層)は、20.5℃では例年並に近い値を示している。平均塩分は32.29‰で依然として昨年8月以降例年よりも高目を持続している。一方、透明度は平均8.2mで例年より1m近く良好である。

このような現象は昨年秋からの黒潮の流れに影響されており、紀伊水道、大阪湾および播磨灘とも共通している。したがって今ところ(7月中旬)ではいずれの海域でも栄養塩類は例年より低目で、目立った赤潮現象はみとめられず、発生しても小規模でかつ短期間に消滅している。

しかし、図に示すように本州南方の黒潮流の蛇行現象は依然として東海沖でみとめられるが、この蛇行の位置が7月中旬以降西の方(瀬戸内)へ移行してくると、大阪湾、播磨灘では8月に赤潮が発生する可能性がある。

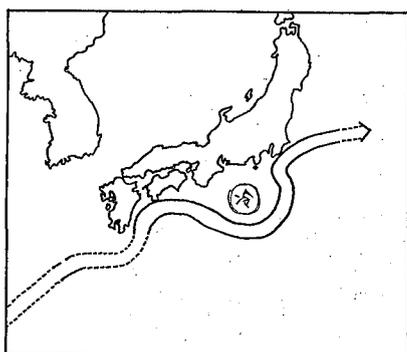


図1 黒潮本流の流動状況(57年6月下旬)

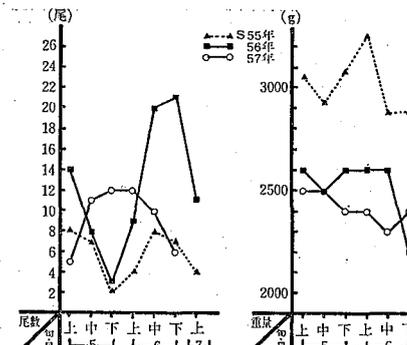


図2 サワラ流網1日1隻当り平均尾数変化
図3 1尾当りの平均値変化
図4 1kg当りの平均単価変化

サワラ：(本年前期産卵群)春漁の主漁場である播磨灘への来遊群の経路は、紀伊水道、友ヶ島水道、大阪湾、明石海峡、播磨灘へ、一方、一つは経路は紀伊水道、鳴門海峡、播磨灘へ、回遊する二つがある。

回遊の時期は明石海峡通過群の方が早く、4月下旬より5月上旬に初群、中下旬には主群が出現する。一方の鳴門海峡通過群は前者よりも約2週間おくれの5月下旬より6月上旬ごろ播磨灘に入ら込み、これら両群合わせて最盛期を迎えるのが平年のパターンとなっている。

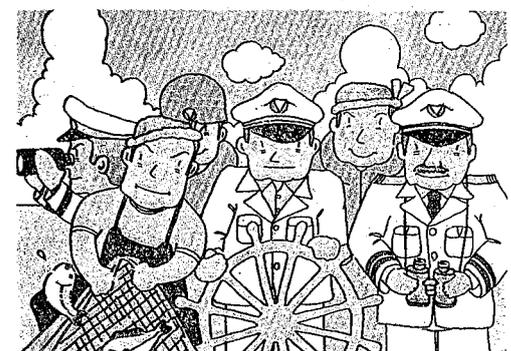
播磨灘で漁し別網の中心地である五色町漁協の今年の操業結果によるとその盛漁期は5月中旬より6月上旬でほぼ例年並であった。同時期の一夜一隻当りの平均尾数尾数は、昭和55年、56年をかなり上廻ったが、前年より来遊するサゴシ群(一尾目廻り8000~1

3000)が少く、6月下旬以降急減し、7月上旬には出漁を見合せている船が多い(図2参照)。また、本年の1尾当りの平均魚体量は過去3ヶ年間の最低で、平均2.4kg内外を示し、産卵親魚群の大きさは従来から播磨灘に来遊してきたものや、あるいは瀬戸内海の中・西部に来遊する豊後水道系群に比べて小型化が目立っている(図3参照)。一方、1kg当りの平均価格は9000~14000円で、数年来大差はなく、他魚種に比べて低迷している(図4参照)。

イワシシラス：紀伊水道南部のイワシシラス漁は4~5月にかけてはマシラス主体であったが、6月に入ってからはカタクチシラス主体に交替した。その一部は大阪湾を北上し、さらに明石海峡を通り、さらに播磨灘へ移動した。このカタクチシラスは太平洋春季発生群で、量的には前年漁りよりわずかに多い程度で、6月の予想でも述べたように資源状態は依然従来より縮小しているため、大阪湾・播磨灘での漁獲は長続きしないと思われる。またこの時期のシラスにはカニ類幼生(種不明)がかなり混っており、別網以降はカタクチイワシ混りのマシラス・中羽群が主体となる模様。(水試・資源部)

船員の新たな船出 船員法、船舶職員法の改正について

STCW条約の批准/運航士及び運航員制度の発足



では、省令で定める特別の航海当直体制をとることができるとなりました。

行政官庁は、外国船について、次のような監督を行うことができるとなりました。

① 外国船が、日本の領海または内水において、海難や海洋汚染等を引き起こした場合、その船舶がSTCW条約に定められている基準に従って航海当直を実施していなかったと認められるときは、船長に対して、基準に従った航海当直を実施するための措置をとるべきことを通告すること。

② の通告をしたにもかかわらずなお基準に従った航海当直を実施するための措置がとられていない場合は、その船舶が航海を続けることが、人命や財産等に危険を生じさせたり海洋環境の保全の障害となったりするおそれがあると思われるときは、その船舶の航行の停止を命じたり、差し止めたりすることができるとなりました。

③ わが国は、主要海運国として、(一)述べた海上における安全の増進を目的とするSTCW条約を早期に批准する必要があるが、そのためには、その内容を日本の法律にとり入れなければならないと認められること。

④ 船舶所有者は、年令や経験等に関して、一定の要件を備えた者以外の者を、甲板部または機関部の航海当直の職務を担当する部員として乗組りさせてはならないこと。

⑤ 船舶所有者は、危険物等であるばら積み液体貨物を積載するタンカ

には危険物の取扱に関する業務の経験等のある一定の要件を備えた者以外を乗組らせないこととなり、その要件を船長その他一定の海員として乗組ませるにはならないこととなり、また、海技従事者(小規模船操縦士を除く)の免許を受けるためには、国家試験に合格し、かつ、実技を中心とした一定の講習を修了することが必要となり、また、

⑥ 海技従事者(小規模船操縦士を除く)の免許を受けるためには、国家試験に合格し、かつ、実技を中心とした一定の講習を修了することが必要となり、また、

⑦ の検査の結果、その船舶に乗り組んでいる船舶職員が条約に満たしていないと認められる場合には、その船舶の船長に対して、要件を満たすべきであることと通告すること。

⑧ の通告をしたにもかかわらず、なお、要件を満たしている者を乗組りさせない場合で、その船舶が航行を続けることが人命や財産等に危険を生じさせたり、海洋環境の保全の障害となったりするおそれがあると思われるときは、その船舶の航行の停止を命じたり差し止めたりすることができるとなりました。

三、船舶職員法の改正のあらまし

一、改正された理由

船員法および船舶職員法が、改正されました。改正法は昭和五十八年春から施行される予定です。

(一) 昭和四十二年、英仏海峽において発生したタンカーの座礁による海洋汚染事故がきっかけとなり、そのような事故を防止するために、船員の質を向上させなければならないという世論が世界的に高まり、昭和五十三年、船員の知識や技能、当直の実施等に関する国際的な統一基準を定めた、いわゆるSTCW条約が採択されました。また、昭和四十年代の半ばごろから、Mゼロ船等、船舶における技術革新は急速に進歩してきましたが、船員制度の方が甲・機・通の総制りを基本とした明治来の制度のままでは、こうした近代化された船舶の乗組み体制としては適切な対応が図れなくなってきました。一方、外国の同種船舶に対する海運の傾向が年々顕著になり、日本船員の職

場である日本船舶が、次第に減少してきています。こうした情勢に対処するため、技術革新に対応し、日本船員が快適な労働環境の下で、その優秀な技能を發揮して意欲的に勤務することができるよう新しい職務体制を確立するとともに、日本船舶の国際海運界における比重を増加させようという目的で、船員制度近代化の作業が、昭和五十二年から続けられてきました。

① ばら積みの危険物等を積載している船舶は、停泊中も適切な航海当直を実施しなければならぬことになりました。

② 船舶の設備等が一定の基準に適合した運輸大臣の指定する船舶におい

ては、省令で定める特別の航海当直体制をとることができるとなりました。

行政官庁は、外国船について、次のような監督を行うことができるとなりました。

① 外国船が、日本の領海または内水において、海難や海洋汚染等を引き起こした場合、その船舶がSTCW条約に定められている基準に従って航海当直を実施していなかったと認められるときは、船長に対して、基準に従った航海当直を実施するための措置をとるべきことを通告すること。

② の通告をしたにもかかわらずなお基準に従った航海当直を実施するための措置がとられていない場合は、その船舶が航海を続けることが、人命や財産等に危険を生じさせたり海洋環境の保全の障害となったりするおそれがあると思われるときは、その船舶の航行の停止を命じたり、差し止めたりすることができるとなりました。

③ わが国は、主要海運国として、(一)述べた海上における安全の増進を目的とするSTCW条約を早期に批准する必要があるが、そのためには、その内容を日本の法律にとり入れなければならないと認められること。

④ 船舶所有者は、年令や経験等に関して、一定の要件を備えた者以外の者を、甲板部または機関部の航海当直の職務を担当する部員として乗組りさせてはならないこと。

⑤ 船舶所有者は、危険物等であるばら積み液体貨物を積載するタンカ

には危険物の取扱に関する業務の経験等のある一定の要件を備えた者以外を乗組らせないこととなり、その要件を船長その他一定の海員として乗組ませるにはならないこととなり、また、海技従事者(小規模船操縦士を除く)の免許を受けるためには、国家試験に合格し、かつ、実技を中心とした一定の講習を修了することが必要となり、また、

⑥ 海技従事者(小規模船操縦士を除く)の免許を受けるためには、国家試験に合格し、かつ、実技を中心とした一定の講習を修了することが必要となり、また、

⑦ の検査の結果、その船舶に乗り組んでいる船舶職員が条約に満たしていないと認められる場合には、その船舶の船長に対して、要件を満たすべきであることと通告すること。

⑧ の通告をしたにもかかわらず、なお、要件を満たしている者を乗組りさせない場合で、その船舶が航行を続けることが人命や財産等に危険を生じさせたり、海洋環境の保全の障害となったりするおそれがあると思われるときは、その船舶の航行の停止を命じたり差し止めたりすることができるとなりました。

二、船員法の改正のあらまし

(一) 航海当直の実施に関する、次のような改正が行われました。

① 航海当直の実施に關して、船長が守らなければならない事項を、省令で定めることとなり、

(二) 船舶の設備等が一定の基準に適合した運輸大臣の指定する船舶におい

ては、省令で定める特別の航海当直体制をとることができるとなりました。

行政官庁は、外国船について、次のような監督を行うことができるとなりました。

① 外国船が、日本の領海または内水において、海難や海洋汚染等を引き起こした場合、その船舶がSTCW条約に定められている基準に従って航海当直を実施していなかったと認められるときは、船長に対して、基準に従った航海当直を実施するための措置をとるべきことを通告すること。

② の通告をしたにもかかわらずなお基準に従った航海当直を実施するための措置がとられていない場合は、その船舶が航海を続けることが、人命や財産等に危険を生じさせたり海洋環境の保全の障害となったりするおそれがあると思われるときは、その船舶の航行の停止を命じたり、差し止めたりすることができるとなりました。

③ わが国は、主要海運国として、(一)述べた海上における安全の増進を目的とするSTCW条約を早期に批准する必要があるが、そのためには、その内容を日本の法律にとり入れなければならないと認められること。

④ 船舶所有者は、年令や経験等に関して、一定の要件を備えた者以外の者を、甲板部または機関部の航海当直の職務を担当する部員として乗組りさせてはならないこと。

⑤ 船舶所有者は、危険物等であるばら積み液体貨物を積載するタンカ

(一) 航海当直の実施に関する、次のような改正が行われました。

① 航海当直の実施に關して、船長が守らなければならない事項を、省令で定めることとなり、

(二) 船舶の設備等が一定の基準に適合した運輸大臣の指定する船舶におい

ては、省令で定める特別の航海当直体制をとることができるとなりました。

行政官庁は、外国船について、次のような監督を行うことができるとなりました。

① 外国船が、日本の領海または内水において、海難や海洋汚染等を引き起こした場合、その船舶がSTCW条約に定められている基準に従って航海当直を実施していなかったと認められるときは、船長に対して、基準に従った航海当直を実施するための措置をとるべきことを通告すること。

② の通告をしたにもかかわらずなお基準に従った航海当直を実施するための措置がとられていない場合は、その船舶が航海を続けることが、人命や財産等に危険を生じさせたり海洋環境の保全の障害となったりするおそれがあると思われるときは、その船舶の航行の停止を命じたり、差し止めたりすることができるとなりました。



今後改正された船員法、船舶職員法、その関係政令等の解説のパンフレットの発行および、各地での説明会の開催を予定しています。(運輸省)

